



調布飛行場の管理運用形態の変更等に伴う確認書

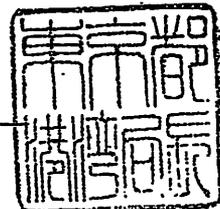
第3回「調布基地跡地関連事業推進協議会（以下「四者協」という。）」における合意を踏まえ、「東京都調布離着陸場の整備及び管理運営に関する協定書」（以下「協定」という。）及び「東京都調布離着陸場の整備及び管理運営に関する覚書」（以下「覚書」という。）について、以下のとおり確認する。

1. 四者協における合意内容は次のとおり。
 - (1) 航空管制官の撤退については、現行の管制業務と同等に航空交通の安全性の確保を図るため、都が別紙のとおり対応することを踏まえ、平成18年4月より都が情報提供業務を実施する。
 - (2) 就航率の向上等他の課題については、引き続き協議する。
2. 協定別表4(1)の「東京都の回答」については、平成18年4月1日以降、航空管制官に替わって、都が合意内容の(1)に基づき対応するものとする。
3. 協定別表4(5)の「特別有視界飛行」については、平成18年4月1日以降、東京都調布飛行場運用規程第2条第2項の規定による飛行と読み替えるものとする。
4. 覚書第1(3)の「調布管制圏」については、平成18年4月1日以降、東京都調布飛行場運用規程に基づき飛行場情報を提供する調布飛行場周辺空域と読み替えるものとする

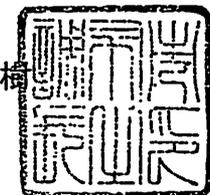
本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成18年3月31日

甲 東京都港湾局長
津島 隆



乙 調布市長
長友 貴



航空交通の安全性の確保を図るための都の対応

1. 情報提供業務従事者

- 広島西飛行場などにおいて豊富な業務実績を有する国土交通省所管の（財）小型航空機安全運航センターを業務従事先と定め、情報提供業務を行う。

2. 円滑な業務の移行

- 円滑な業務の移行を図る観点から、情報提供業務の指導・監督や、羽田等との航空交通に関する連絡調整等のため、国の航空管制官を都の職員として受け入れ、東京都調布飛行場管理事務所に配置する。
- 情報提供業務の開始に先立ち、事前に情報提供業務従事者は業務引継ぎを行う。
- 情報提供業務の実施に当たっては、国の庁舎・管制塔を引き続き使用する。

3. 飛行の安全性

- 現行の有視界飛行方式が保持されるよう措置を講じる。

4. 管理規程の整備

- 情報提供業務の実施に伴い必要となる管理規程の変更については、航空法第54条の2第2項に基づき国土交通省の認可を受ける。